

議案第 15 号

川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市契約条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市契約条例の一部を改正する条例

川崎市契約条例（昭和 39 年川崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 特定業務委託契約 神奈川県について決定された最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

特定業務委託契約に係る作業報酬の下限の額を定める際に勘案する額を地域別最低賃金額に改めるため、この条例を制定するものである。